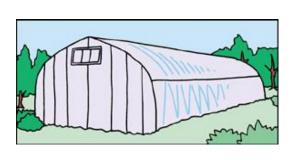
管理管理の時告について





償却資産とは、会社や個人で農業・工場・商店・サービス業など事業を営んでいる方が、その事業のために所有している構築物・機械・装置・器具・備品などの資産をいい、毎年1月1日現在に長沼町内に所在する償却資産について1月末日までに申告していただくことになっております。(地方税法第383条)また、補助金等で購入した資産は補助金等を含めた金額が対象となります。(準備金制度を含む)

※所得税の申告(農民協議会等)の他に別途償却資産の申告が必要です。

● 税額の計算方法

取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。

前年中に取得された償却資産評価額=取得価格×(1 - 減価率/2) 前年前に取得された償却資産評価額=前年度の評価額×(1 - 減価率)

上記により計算した額が取得価格の5%より小さい場合には、取得価格の5%を評価額とします。なお、評価額の合計額が150万円未満の場合は、免税点となり課税されません。

●償却資産課税客体調査について

法人税・所得税の税務署への申告と町への申告との突合調査を行っておりますが、差がある場合が多く「税の公平性」に大きな問題となっております。申告内容と整合性がとれているか、今一度のご確認をお願いいたします。また、調査の際にはご協力くださいますよう是非ともお願いいたします。

調査によって申告漏れ等が明らかになったときは、修正申告をお願いすると ともに、取得時に遡って最大5年間分の課税をする場合や、悪質な場合は過料・ 罰金を科する場合もあります。

地方税法第353条、地方税法第354条、地方税法第354条の2等

償却資産の具体例

	資産の種類	主な償却資産の例示		
1	構築物	舗装路面、ビニールハウス、堆肥盤、門、塀、		
構		フェンス、看板		
築	建物付属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、井戸、		
物		内装・内部造作等		
2.	機械及び装置	乾燥機、プラウ等、農業用設備、太陽光発電設備		
3.	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等		
4.	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等		
5.	車両及び運搬具	大型特殊自動車(分類記号が「0、00~09及び000~		
		009」「9、90~99 及び 900~999」の車両等(タイヤシ		
		ョベル、フォークリフトの内大型なもの等)		
6.	工具、器具及び備品	電気工具、事務机、電気器具、パソコン、コピー機、		
		理容及び美容機器、ルームエアコン、その他工具		

(注1) 償却資産の対象から除かれるもの

- ・自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
 - 乗用装置のあるトラクター、コンバイン、田植機等、フォークリフト、ショベルローダなどは軽自動車の対象となりますので販売証明書と印鑑を持参の上ナンバーを取得してください。
- ・特許権などの無形固定資産
- ・開業費、社債発行費、土地改良事業などの繰延資産
- ・耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の償却資産で、税務会計上 固定資産として計上しないもの。又は取得価格が20万円未満の償却資産を 税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ・平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、所得税法第67条の2第1項・法人税法第64条の2第1項に規定するリース(売買扱いとするファイナンスリース)資産で取得価格が20万円未満のもの。

(注2) 次に掲げる資産も申告対象となります

- ・福利厚生の用に供するもの
- ・建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済資産であっても、賦 課期日(1月1日)現在において事業の用に供することができるもの
- ・遊休又は未稼働の償却資産であっても、賦課期日(1月1日)現在において事業の用に供することができる状態にあるもの
- ・改良費・<mark>修理費</mark>(資本的支出・・・新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。)
- ・使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であって も個別に減価償却をしているもの
- ・租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの (例) 中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産

- ・補助金、交付金、準備金などで購入した資産(補助金等の取得費も対象となります。)
- ・太陽光発電装置(農業用など事業の用に供するもの)

(注3) 国税と固定資産税(償却資産)との主な違いは次のとおりです。

	 項 目	国税の取り扱い	固定資産税(償却資産)		
			の取り扱い		
(1)	減価償却資産の基準 日	事業年度 (決算期)	賦課期日(1月1日)		
(2)	減価償却の方法	定率法・定額法等の選択 制度(建物については定 率法)	実質的に旧定率法のみ		
(3)	前年中の新規取得資 産	月割償却	半年償却		
(4)	圧縮記帳	認められる	認められない		
(5)	特別償却·割増償却	認められる	認められない		
(6)	評価額の最低限度	備忘価格(1円)	取得価格の 100 分の 5		
(7)	中小企業者の少額資	認められる	金額に関わらず、認め		
	産の損金算入の特例		られない		
(8)	リース資産 (H20.4.1	借主が減価償却	所有者(ほとんどの場		
	以降契約分)		合は貸主)が申告		
(9)	資本的支出	場合により合算・区分	全て区分		
(10)	信託資産	原則として受益者が減	所有者(ほとんどの場		
		価償却	合は貸主)が申告		
(11)	共有資産	持分それぞれを減価償	持分を合算して、共有		
		却	者名義で申告		
(12)	耐用年数省令改正に	事業年度(決算期)によ	改正後の年度から一律		
	よる耐用年数変更	って適用時期が異なる	適用		

発育動車の登録について

乗用装置のある農耕作業用の「トラクター、コンバイン、田植機、農業用薬剤 散布車など」や、「フォークリフト、ショベルローダなど」は、軽自動車税の課 税対象です。

※公道を走行しない(工場内や田畑でしか使用しない)車両でも、課税されます。

※現在使用していない車両でも、所有していれば課税されます。

※車両を買い替えた時は、ナンバーも変える必要があります。前の車両のナンバープレートを返納し廃車手続きをするとともに、新しい車用の登録手続きをしてください。

◎軽自動車税における小型特殊自動車の区分について

小型特殊自動車は、農耕作業用自動車とそれ以外の自動車に分類されます。それぞれの区分については次のとおりです。

1. 農耕作業用自動車の区分

乗用装置の有無と最高速度により、課税対象が軽自動車税と固定資産税(償却 資産)とに区分されます。

【農耕作業用自動車に対する課税対象区分】

乗用装置の有・無	最高速度	課税対象区分
有	時速 35km 未満	軽自動車税
有	時速 35km 以上	四点次去码
無	制限なし	固定資産税

※農耕作業用自動車とは

農耕作業用自動車とは、農地の耕作や農作物の運搬などに使用する目的で制作された自動車で、乗用装置を備えている農耕トラクター、コンバイン、田植機などです。

2. 農耕作業用以外の小型特殊自動車の区分

フォークリフトやタイヤローラなどのことですが、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下、最高速度15km/h以下のものが小型特殊自動車となり、軽自動車税として課税されます。

上記の基準を超えるものが大型特殊自動車となり、固定資産税(償却資産)として課税されます。

【小型特殊自動車と大型特殊自動車の規格等の区分】

【小型特殊】	大型特殊				
	区分	大きさ	最高速度	総排気量	自動車 (固定資産税 の対象)
農耕作業用自動車	農耕トラクター、コンバイン、 農業用薬剤散布車、田植機、国土 交通大臣の指定する農耕作業用 自動車などで、乗用装置があるも の等	制限なし	時速 35km 未満	制限 なし	最高速度 35km/h 以上のもの
その他	ショベルーラ、グレーア・アクレーア・アクレーア・アクレーア・アクレーア・アクレーア・アクレーア・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	長さ 4.7m 幅 1.7m 高さ 2.8m 以下	時速 15km 以下	制限し	左記の基準を超えるもの



